

+ 長野県は地域で働く勤務医が不足しています!!

- 長野県の医師偏在指標は、219.9で全国36位の「医師少数県」に位置づけられており、特に地域で働く勤務医が不足しています。
- 県内全域で、誰もが安心して医療を受けることができる体制を確保するためには、医療従事者の確保が重要な課題となっています。

+ キャリアアップに適した環境で働けます!!

- 長野県は、全国でいち早く高齢化が進む一方、健康寿命は女性が8年連続1位、男性が3年連続1位です。高齢者医療費が低く、県民が元気に暮らしており、『健康長寿』を誇っています。
- これは、農業を中心に高齢者の就業率が高いことなど、県民が生きがいを持って暮らしていることに加え、健康ボランティアによる自主的な健康づくりの取組や専門職による活発な地域保健医療活動による成果であると言われています。
- このような環境の整った長野県では、医師が患者やその家族、地域とのつながりの中で、健康に関わるやりがいのある仕事に従事できます。
- その他、出産・育児等のライフイベントを経ても勤務の継続やキャリアアップができるように専任医師等が相談に応じたり、復職のための研修を実施する等の支援をしています。また、産前・産後休暇、療養休暇の一部は義務年限に含むものとして扱う等配慮しています。

+ 長野県内では多くの修学資金貸与医師が勤務しています!!

- 過去5年間の修学資金貸与医師の人数

	R3	R4	R5	R6	R7*
初期臨床研修	50名	41名	33名	33名	31名
専門研修	59名	57名	63名	54名	55名
勤務	41名	56名	60名	61名	68名

※令和8年2月1日現在

+ 貸与を受けている学生・医師の声



貸与者向けの研修会では、大学では学ばない分野の講演も聞いて興味が広がります。また、実際に地域で勤務している先輩医師からの話が聞ける機会があるので、キャリアに対する不安も解消されます。(貸与中の学生)

医師が不足している病院で働くことは、医師としてのキャリアにおいて決して無駄にはなりません。深く広い視野を持った医師に成長できる大変良い機会だと思います。(義務年限勤務医師)



【問い合わせ先】

信州医師確保総合支援センター（長野県庁医師・看護人材確保対策課内）

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

電話番号 026-235-7144(直通) FAX番号 026-235-7377

メールアドレス :shugaku@pref.nagano.lg.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



令和8年度 長野県 医学生修学資金貸与制度 ご案内



＋ 長野県医学生修学資金貸与制度について

- 平成18年度から開始した「長野県医学生修学資金貸与制度」は、将来長野県で医師として働きたい方を支援し、県内に勤務していただくことで勤務医不足を解消することを目的としたものです。
- 信州大学だけでなく北海道から沖縄まで、全国の様々な大学で学んでいる医学生を対象に、月額20万円の修学資金を貸与します。卒業後は、長野県が指定する医療機関で貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務（研修含む）していただくことで貸与資金全額の返還が免除となります。
- 修学資金貸与者には、信州医師確保総合支援センターの専任医師が、キャリア形成をはじめ様々な支援を行います。また、貸与者同士の交流の機会も多くあります。

対象者	将来、医師として長野県内の公立・公的病院等に従事する意欲のある1～2年次の医学生（大学、出身地は問いません） ※信州大学の全国募集地域枠(22名)、東京科学大学の長野県地域特別枠(5名)、昭和医科大学長野県地域枠(2名)で入学した方は必ず借りていただくことになります。
貸与期間	貸与決定年度の4月から大学卒業年度の3月まで
貸与額	月額20万円
新規貸与人数	35名以内（地域枠入学者29名を含む）
返還免除要件	長野県が指定する医療機関における業務に、貸与期間の1.5倍に相当する期間（例：6年間貸与を受けた場合は9年間）従事した場合、全額返還を免除します。
返還	返還免除要件を満たさない場合、貸与した修学資金の全額及び年10%の利息の返還が必要
貸与停止期間	休学、停学、留年期間中
貸与取消	学業成績が著しく不良と認められるとき（通算2回留年）、将来勤務義務の生じる他の奨学金等の貸与を受けたとき等

キャリア形成プログラムの一例

[大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合]

※令和7年（2025年）4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。



※1：専門科の選択は全ての診療科で可能ですが、医師不足病院での勤務において専門科での従事を保証するものではありません。
 ※2：「勤務」期間における就業は、原則、別途県が定める「医師少数区域等」に所在する医療機関において従事するものとします。
 ※3：医師少数区域については、一定の政策医療を担う民間病院を含む。
 ※4：原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、地域を代表する病院。
 ※5：原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、その地域の地域医療を担う中規模以下の病院。
 ※6：産婦人科等（医師不足が特に著しい診療科）は、当該業務のみでの従事も可能です。
 ※7：専門科によっては専門医資格取得に影響が生ずる場合があります。
 ※8：「専門研修」期間及び「勤務」期間については、本人の希望により調整可能とします。
 ※9：①3年を超える専門研修について2年を限度に義務年限外として延長を認める
 ②勤務区分における県内大学病院での勤務について1年を限度に義務年限外として認める。

＋ 『信州医師確保総合支援センター』における支援

『信州医師確保総合支援センター』では、県内の地域医療を担う医師の育成と医師不足に悩む医療機関等への支援を総合的に実施しています。

また、信州大学医学部と県立病院機構に分室を設置し、専任医師等が医学生修学資金貸与者に対して、次のような支援を行っています。



セミナーの様子

●充実した相談体制

専任医師やセンター職員による貸与者専用の相談窓口を設置しています。

- ・貸与者の卒前・卒後の支援を行います。
- ・将来の勤務先や希望する診療科等、貸与者からの様々な相談に応じます。
- ・貸与者全員に年1回以上キャリア形成支援等を行う個別面談を受けていただきます。

●研修会等の実施

貸与者には、貸与決定後に開催される「スタートアップセミナー」や「地域医療の現場研修」、貸与を受けた医師・研修医・医学生との交流会などに参加していただけます。

●地域医療情報の提供

講演会や研修会の開催情報や最新の地域医療情報を随時提供します。



病院見学の様子



オンライン研修会の題材

貸与決定状況（過去5年間）

これまで、全国40以上の大学の学生に貸与

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸与者	26名	27名	21名	31名	29名

- これまでに合計383名の医学生に貸与し、令和8年1月末現在で154名が医師として長野県が指定する県内の病院で勤務（研修）しています。
- 令和9年度以降の新規貸与人数は未定です。